

平成30年6月定例会 環境農林委員会の概要

日時 平成30年 7月 2日(月) 開会 午前10時 1分  
閉会 午後 2時49分

場所 第6委員会室

出席委員 新井豪委員長

安藤友貴副委員長

松澤正委員、板橋智之委員、小川真一郎委員、岩崎宏委員、小島信昭委員、  
高木真理委員、並木正年委員、村岡正嗣委員

欠席委員 なし

説明者 [環境部関係]

加藤和男環境部長、安藤宏環境部副部長、永島裕久環境部副部長、  
矢島謙司環境政策課長、石塚智弘温暖化対策課長、  
高柳正行エネルギー環境課長、石鍋恵子大気環境課長、田中淑子水環境課長、  
酒井辰夫産業廃棄物指導課長、河原塚啓史資源循環推進課長、  
梅本祐子みどり自然課長

[農林部関係]

篠崎豊農林部長、山崎達也農林部副部長、牧千瑞農林部副部長、  
根岸章王食品安全局長、前田幸永農業政策課長、小畑幹農業ビジネス支援課長、  
坂田直人農産物安全課長、丸山盛司畜産安全課長、佐藤正行農業支援課長、  
片貝充生産振興課長、荒木恭志森づくり課長、林淳一農村整備課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案  
なし

2 請願

議請番号	件名	結果
第6号	東海第二原発の運転期間を延長しないよう求める請願	不採択
第7号	老朽化した東海第二原発の運転期間延長させないことを国に求める請願	不採択
第8号	埼玉県の再生可能エネルギーの活用を増やすことを求める請願	趣旨採択
第9号	「(仮称)放射能汚染防止法」制定に関する国への意見書提出を求める請願	不採択

報告事項

1 環境部関係

- (1) 指定管理者に係る平成29年度事業報告書及び平成30年度事業計画書について
- (2) 水素エネルギーの活用について
- (3) 埼玉県5か年計画の進捗状況について

## 2 農林部関係

- ( 1 ) 指定管理者に係る平成 2 9 年度事業報告書及び平成 3 0 年度事業計画書について
- ( 2 ) 平成 3 0 年度における指定管理者の選定について
- ( 3 ) 新たな森林管理システムと森林環境税 ( 仮称 ) 等について
- ( 4 ) 埼玉県 5 か年計画の進捗状況について

【請願に係る意見（議請第6号及び議請第7号）】

村岡委員

日本共産党県議団を代表して、議請第6号「東海第二原発の運転期間を延長しないよう求める請願」及び議請第7号「老朽化した東海第二原発の運転期間延長させないことを国に求める請願」について、採択することに賛成の立場から意見を述べる。我が党は、東海第二原発の運転期間延長、再稼働はさせるべきではない、埼玉県としても声を上げるべきと繰り返し主張してきた。福島第一原発事故の最大の教訓は、原発事故は他に類を見ない異質で危険なものだということ。ひとたび放射性物質が、外部に放出されれば、もはやそれを制御できず、被害はどこまでも、そして将来にわたり、及び続ける。原発は動かしてはならない。原発ゼロを実現する。それは私たち人類の責任である。したがって、全国一老朽化した東海第二原発の運転延長など到底許されない。請願理由にあるとおり、東海第二原発は東日本大震災では、津波で外部電源を失った。非常用発電機3台のうち1台が停止し、残り2台で間一髪、危機を免れたのである。その後も、トラブル続きで専門家からは防潮堤は未完成で、フィルター付きベント装置も未整備。コアキャッチャーが未整備、劣化した電気ケーブルの改善見通しもない、核燃料の保管容器も僅かであるなど危険性が数々指摘されている。東海第二原発は首都圏にただ一つの原発であり、日本一の人口密集地にある原発である。我が党は繰り返し東海第二原発に事故があれば、本県自体も被災地になり得ると指摘してきた。埼玉県作成の地域防災計画でも本県は東海第二原発から80キロメートル強に位置していると明記されており、重大事故となれば首都圏及び関東一円が被災地となり、その被害は深刻かつ甚大である。広域避難計画では、原発から半径30キロメートル圏内、約96万人の避難が求められ、本県には水戸市民約4万人の避難者の受入要請となる。加えて、本県には東海第二原発のみならず静岡県浜岡原発からの避難者28万8千人の受入要請もきている。こうした広域避難計画に現実性のないことは誰の目から見ても明らかであり、当の水戸市においては6月19日市議会が東海第二原発の再稼働を認めないことを求める意見書を可決した。今や茨城県44市町村のうち約6割、28市町村議会で再稼働延長運転反対の意見書決議が可決され、栃木県や千葉県などの市町でも意見書可決が広がっている。事業者の日本原子力発電株式会社は、約780億円の安全対策工事費を自力調達できない会社である。運転差し止め裁判を起こされ、茨城県知事には反対署名約31万筆が提出されている。こうした立地県民の声にこたえ運転延長はさせないと隣接の県議会として意思を示す本請願は採択すべきであると強く主張し賛成とする。

高木委員

採択の立場から意見を述べる。原子力発電所はひとたび事故を起こすとどれほど大きい被害があるかということは、残念ながら我が国で経験することとなってしまった。福島第一原子力発電所も安全であると言われてきて起きた事故である。玄海原発3号機が原子炉を起動して1週間後に蒸気漏れが発生して運転停止をするなどの事例も見つかっている。東海第二原発は稼働から40年を迎えており、老朽化の影響はしっかりと見ていく必要がある。さらに、日本は地震火山の活動期に入ってきていると言われ、全国地震予測地図の2018年度版の発表でも水戸市が30年以内に81%の確立で震度6以上の地震に見舞われるという確率が発表されている。こうした地域で、40年を迎える原子力発電所の運

転期間を更に延長することはあってはならない。茨城県内では、約6割に上る市町村から、延長させない、運転を認めないというような意見書決議が行われている。埼玉県は避難者受入れなど、実際に事故が起きた時の影響を踏まえ、そもそも事故が起きるような事態を引き起こしてはならないという視点に立って、本請願を採択すべきということを主張する。

### 松澤委員

議請第6号「東海第二原発の運転期間を延長しないよう求める請願」及び議請第7号「老朽化した東海第二原発の運転期間延長させないことを国に求める請願」について、不採択の立場から発言する。政府のエネルギー基本計画では、いかなる事情よりも安全性を全てに優先させ、国民の懸念の解消に全力を挙げる前提の下、原子力発電所の安全性については、原子力規制委員会の専門的な判断に委ね、原子力規制委員会により世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められた場合には、その判断を尊重し原子力発電所の再稼働を進める、としている。本県議会においても、昨年12月定例会において、世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められた原子力発電所の再稼働を求める意見書を採択している。原発の運転期間の延長においても、原子力規制委員会の専門的な判断に委ね、その判断を尊重すべきである。よって、本請願は不採択とすべきと考える。

---

## 【請願に係る意見（議請第8号）】

### 並木委員

議請第8号について、採択を求める立場から発言する。東日本大震災以来、エネルギー自給率の低下、電力コストの上昇やCO<sub>2</sub>排出量の増加などの問題に直面している。2016年のエネルギー自給率は約8.3%とほかのOECD諸国と比較しても低い水準であり、資源を他国に依存しなくてはならず、資源確保の際に、国際情勢の影響を受けやすくなり、安定したエネルギー供給に懸念が生じる。2014年の電気料金は震災前の2010年に比べ家庭向けで約25%、産業向けで約38%も上昇した。また国際情勢に左右されやすい原油価格において、国際エネルギー機関IEAは、将来の価格は長期的に上昇すると予測している。このことは電気料金やエネルギーコストにも影響を与える。電力依存度が全国2位である本県の再生可能エネルギーの最大限の導入と拡大が必要であることから採択すべきと発言する。

### 村岡委員

日本共産党県議団を代表して、議請第8号「埼玉県の再生可能エネルギーの活用を増やすことを求める請願」について、採択すべきとの立場から賛成意見を述べる。請願者は、東日本大震災を踏まえ埼玉県におけるエネルギーの自給率を上げるためにも再生可能エネルギーによる発電が有効であり、太陽光のみならず、ほかの再生可能エネルギー、具体的には風力や地中熱利用の一層の導入を推進すべきと主張し、加えて、安定供給体制の構築を要望している。この請願趣旨は至極当然であり、道理ある提案と考える。我が党は福島第一原発事故の教訓から原発ゼロを目指し、全ての原発で廃炉のプロセスに入ることを主張している。同時に2030年までに電力の4割を再生可能エネルギーで賄う目標を掲げ、省エネ節電の徹底と再生可能エネルギーの大幅導入を提案している。本県議会においても、当県議団として太陽光、地中熱、木質バイオ、ソーラーシェアリングなど再生可能エネルギーの推進を繰り返し求めてきたところである。したがって、この立場からも本請願を採択されるよう求め賛成するものである。

## 高木委員

立憲・国民・無所属の会を代表して採択の立場から意見を述べる。本請願は、再生可能エネルギーの活用を増やしてほしいという市民の切なる願いが強く表れていると感じる。再生可能エネルギーの活用が世界各国で進められているが、日本では電力供給量も増えず、価格的にも下がっていない状況である。3.11以降、本県でも再生可能エネルギーの活用に取り組んでいるが導入量が増えていない。もっと県独自の支援を増やす努力をするべきとの提案だと思っている。風力発電について、埼玉県内では期待することが難しいと思うが、そうであっても活用できる風力を少しでも活用していこうという趣旨の請願である。地中熱利用については、県は設備導入に対する支援の仕組みを持っているが、もっと活用すべき方法はないかという意見が述べられている。再生可能エネルギーは、自然の状況に左右され安定的な電力供給が難しい部分がある。だからこそ、様々な技術を駆使し安定供給に向けた体制を強化すべきである。第5次エネルギー基本計画において、再生可能エネルギーの電源構成比率を22%から24%まで引上げる目標としている。達成がそれほど容易ではないとの予測が流れる中で、電力の依存度が高い埼玉県でこうした施策を少しでも前に進めるべく努力をしていく必要があることはいうまでもない。以上の理由から再生可能エネルギーの活用を増やすことを求める請願に採択の立場で賛成したい。

## 小川委員

議請第8号「埼玉県の再生可能エネルギーの活用を増やすことを求める請願」について、趣旨採択すべき、との立場から発言する。請願事項1の「風力の活用」について、風力発電の導入に当たっては、年平均風速で毎秒6メートル以上必要であり、環境省の資料によると、埼玉県内に風力発電の適地がない。直ちに風力の活用が進む状況ではない。請願事項2の「地中熱利用の推進」についてだが、埼玉県では、今年度から住宅用地中熱ヒートポンプ普及に向けた実証実験を実施しており、今後は、この結果を踏まえて、対応すべきと考える。請願事項3の「再生可能エネルギーで作られた電力の安定供給の強化」についてだが、本県には、大型蓄電システムを導入している事業者はない。また、HEMSは、家庭で使うエネルギーを節約するための管理システムのことであり、電力の安定供給に直接結びつくものではない。以上のことから、県による対応が困難な面も多くある。しかし、政府のエネルギー基本計画において、「再生可能エネルギーは、現時点では安定供給面、コスト面で様々な課題が存在するが、温室効果ガスを排出せず、国内で生産できる有望かつ多様で、重要な低炭素の国産エネルギー源である」と位置付けされており、願意を考慮して趣旨採択すべきと考える。

---

## 【請願に係る意見（議請第9号）】

### 高木委員

議請第9号について、採択すべきとの立場から意見を述べさせていただく。本請願は、現在は存在しない放射能汚染防止法という法律を是非作ってほしいというものである。日本では、高度経済成長期に公害が発生した際に、公害防止基本法を制定し運用している。諸外国においても放射能汚染防止法は整備されていないが、日本のこの経験を生かし、新たに放射能汚染防止法を制定すべきである。環境基本法では、当初、放射性物質は公害物質から除外されていたが、福島原発事故後に新たに規定された。しかし、放射性物質を

個別具体的に公害として規制する法律がない。規制基準が明確ではなく、放射性物質が拡散する事態となった時の原因者の責任を規定した法律がない状況である。原子力規制委員会は、原子力発電所を運営する上で様々な基準を設け、様々な指導を行い、原子力発電所側もそれを守るということをしているが、これはあくまでも原子力発電所に限ったことになっている。私も原子力規制庁や環境省に確認したが、排出された放射能汚染物質を統一的に取り締まる法律がない。今後は、放射能汚染防止法を整備して行政運営に当たっていく必要があると考える。日本には、まだ稼働している原子力発電所も稼働していないものもある。また、廃炉作業中に過酷事故が起きないようにするためにも、放射能汚染防止法の制定を求めるものである。

### 村岡委員

議請第9号「(仮称)放射能汚染防止法」制定に関する国への意見書提出を求める請願について、採択に賛成の立場から意見を述べる。請願者は、放射能汚染防止法の制定を求めている。その理由として、東京電力福島第一原発事故から7年以上経過したが、放射能汚染の問題解決の目途がないこと、放射性物質は遺伝子を傷つける恐れがあること、国には未然に防止する責務があること、さらに国の環境基本法改正では不十分であり、過酷事故や廃炉に対応できないおそれがあるとしているが、その主張はもっともであり、正当性のあるものとする。我が党はこの間の国会審議において、放射能による影響は最大の環境汚染であり、人の健康、環境を守ることは、環境省こそが責任を持つべきだと強調している。さらに原子力基本法などの法改定においては、放射性物質による環境汚染や健康被害の防止措置が一切盛り込まれていないと追及してきた。こうした立場からも本請願の意義は大きいことから採択することに賛成するものである。

### 板橋委員

議請第9号「(仮称)放射能汚染防止法」制定に関する国への意見書提出を求める請願について、不採択の立場から発言する。平成26年の国会において環境副大臣は、「一般的な環境における放射性物質の環境基準について、現状では主要国や国際機関で設定している例はないと認識している」と答弁している。さらに、平成27年の中央環境審議会総会において、放射性物質については、平常時の発生源管理が行われているため、一般環境の状態に関する基準を改めて設定する必要性はないものと考えられるとの環境省の意見が示されている。しかしながら、国においては、放射性物質の防護を巡る国際動向等について、引き続き、注視して様々な情報収集に努めていき、その上で必要な場合には、適切な検討を行っていくこととするとしている。放射性物質の環境基準等は、こうした国の検討経過を見守るべきであるとする。よって、本請願は、不採択とすべきと考える。